

令和6年第4回瑞浪市農業委員会総会議事録

開催日時	令和 6 年 4 月 2 6 日（木）			
	午後 2 時 0 0 分 開会			
	午後 2 時 3 0 分 閉会			
開催場所	瑞浪市役所 4 階 全員協議会室			
議 長	大山 理晴 会長			
出席委員 (1 7 名)	委員	小 栗 智 幸	安 藤 良 一	
		渡 邊 美 孝	大 山 理 晴	
		勝 股 増 夫	鈴 木 録 郎	
		奥 村 正 子	足 立 正 之	
		土 屋 敏 子	成 瀬 良 美	
	農地利 用最適 化推進 委員	小 倉 清 弘	勝 股 重 雄	
		三 輪 徳 夫	板 橋 仁 晃	
		有 我 俊 春	渡 邊 俊 美	
		小 川 伸 二		
欠席委員 (5 名)		加 納 富 雄	水 野 安 喜	
		遠 山 英 俊	安 田 清 和	
		岩 嶋 貞 夫		
事務局	局長	伊 東 範 明		
	局長補佐	有 賀 大 輔		
	主査	日比野 有 真		
	主事	青 柳 慧一郎		
付議事項				
議第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について				
議第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について				
議第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について				
議題 4 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農用地利用集積 計画について				
付議の内容については別添のとおり				

大山会長

(挨拶)

ただ今から令和6年第4回瑞浪市農業委員会総会を開会いたします。

瑞浪市農業委員会の会議規則第3条の規定により、議長は、会長が務めることになっておりますので、私が、議長の職を務めさせていただきます。

本日の出席委員は、農業委員10名、推進委員7名でありますので、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の定足数であります過半数に達しており、総会は成立いたしました。

それでは、議事日程に従って進めてまいりますので、委員各位のご協力をお願いいたします。

議長

日程第1、「議事録署名委員の指名について」、これを議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

委員

(異議なしの声)

議長

それでは異議ないものと認め、議事録署名委員は、奥村 正子委員と板橋 仁晃委員の2名を指名いたします。

なお、本日の議事録書記は、事務局を指名いたします。

それでは、日程第2に入ります。

議第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題いたします。

有我 俊春委員、説明をお願いします。

有我委員

去る4月22日に、勝股 増夫委員、加納 富雄委員、有賀事務局長補佐、日比野主査、私の5名で現地確認をいたしました。

農地法第3条の規定による許可申請につきましては3件であります。

内容といたしましては、田が1筆、畑が2筆で、面積1163.35㎡であります。

詳細については、事務局より説明を求めます。

日比野主査

それでは、議第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、ご説明申し上げます。

議案集の2ページから5ページになります。

では3ページをご覧ください。

3条—9

(議案書の内容を説明)

譲受人が自身の農地に隣接する農地を譲り受け、農業の拡大を図るものです。

次に4ページをご覧ください。

3条—10

(議案書の内容を説明)

譲受人が自宅に隣接する農地を譲り受け、農業に励むものです。
次に5ページをご覧ください。

3条—1 1

(議案書の内容を説明)

譲受人が以前から借りている農地を購入するものです。

以上、議第1号に係るご説明とさせていただきます。
ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。
では、これより議第1号について質疑に入ります。ご質疑、ご意見はありませんか。

委 員 (質問・意見無し)

議 長 別段、ご意見もないようですので、お諮りいたします
議第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、申請のとおり許可することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

委 員 (全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議第1号は、申請のとおり許可することに決定いたします。

次に議第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」、議題といたします。

有我 俊春委員、説明をお願いします。

有我委員 農地法第4条の規定による許可申請につきましては1件であります。
内容といたしましては、畑が1筆、面積390㎡であります。
詳細については、事務局より説明を求めます。

日比野主査 それでは、議第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」
ご説明申し上げます。

議案集の6ページから8ページになります。

まずは7ページ、8ページをご覧ください。

4条—1

(議案書の内容を説明)

申請地は、都市計画で第1種住居地域に指定されている第3種農地で、宅地、畑、公衆用道路に囲まれています。が、隣地への影響がないよう対策が講じられるため、転用に対し問題ないものと考えます。

以上、議第2号に係るご説明とさせていただきます。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

では、これより議第２号について質疑に入ります。ご質疑、ご意見はありませんか。

委 員

(質問・意見無し)

議 長

別段、ご質疑やご意見もないようですので、お諮りいたします
議第２号「農地法第４条の規定による許可申請について」、申請のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

委 員

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議第２号は、申請のとおり許可が相当であるとの意見書を添えて、岐阜県知事に対して進達することに決定します。

次に、議第３号「農地法第５条の規定による許可申請について」を議題といたします。

有我 俊春委員、説明をお願いします。

有我委員

農地法第５条の規定による許可申請につきましては２件であります。
内容といたしましては、畑が３筆で、合計面積 572 ㎡であります。
詳細については、事務局より説明を求めます。

日比野主査

それでは、議第３号「農地法第５条の規定による許可申請について」ご説明申し上げます。

議案集の９ページから１３ページになります。

まずは１０ページ、１１ページをご覧ください。

５条－３２

(議案書の内容を説明)

申請地は、稲津小学校及び瑞浪南中学校から５００メートル以内に存する第３種農地で、宅地、畑、用悪水路、公衆用道路に囲まれています。隣接地への影響がないように対策が講じられますので、転用に対し問題ないものと考えます。

次に、１２ページ、１３ページをご覧ください。

５条－３３

(議案書の内容を説明)

申請地は、雑種地、宅地、公衆用道路、用悪水路に囲まれた第２種農地で、隣接地への影響がないように対策が講じられますので、転用に対し問題ないものと考えます。

以上、議第３号に係るご説明とさせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。では、これより議第3号について質疑に入ります。ご質疑、ご意見はありませんか。

委 員 (質問・意見無し)

議 長 別段、ご質疑やご意見もないようですのでお諮りいたします。
議第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」、申請のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

委 員 (全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議第3号は、申請のとおり許可が相当であるとの意見書を添えて、岐阜県知事に対して進達することに決定します。
次に、議第4号「瑞浪市の賃借料情報の提供について」を議題といたします。
事務局、説明をお願いします。

日比野主査 それでは、議第4号「瑞浪市賃借料情報について」、説明させていただきます。
14ページをお願いします。
こちらは農地法第52条の規定により、情報提供を行うものです。
令和5年1月から12月までに締結された賃貸借における賃借料の10aあたりの水準は、田の平均で1,000円です。
畑のデータは、2筆ありますが、5件未満のデータについては、必要データ数を満たさないため、提供はしません。

 以上、議第4号に係るご説明とさせていただきます。
ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。では、これより議第4号について質疑に入ります。ご質疑、ご意見はありませんか。

委 員 (質問・意見無し)

議 長 別段、ご質疑やご意見もないようですのでお諮りいたします。
議第4号「瑞浪市の賃借料情報の提供について」、原案のとおり提供することに賛成の委員は挙手をお願いします。

委 員 (全員挙手)
全員賛成(挙手多数)ですので、議第4号は、原案のとおり提供することに決定いたします。
次に、議第5号「基盤強化法第18条第1項の規定による農地利用集積計画について」を議題といたします。
事務局、説明をお願いします。

- 青柳主事 それでは、議第5号「基盤強化法第18条の規定による農用地利用集積計画」について、ご説明申し上げます。
 15ページから23ページをご覧ください。
 （議案書の内容を説明）
 場所につきましては、24ページから30ページをご参照ください。
 以上、議第5号に係るご説明とさせていただきます。
 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
- 議 長 ありがとうございます。では、これより議第5号について質疑に入ります。ご質疑、ご意見はありませんか。
- 委 員 （質問・意見なし）
- 議 長 別段、ご質疑やご意見もないようですのでお諮りいたします。
 「基盤強化法第18条の規定による農用地利用集積計画」について、異議のない委員は、挙手をお願いします。
- 委 員 （全員挙手）
- 議 長 全員賛成ですので、議第5号は、原案のとおり承認することを決定いたします。
 以上をもちまして、日程をすべて終了しましたので、総会を閉会します。

以上、事務局が作成した議事録は正確であることを認め、議事録署名委員は下記のとおり署名する。

令和 年 月 日

・ 議 長

・ 委 員

・ 委 員